

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水外33名

被告 中部電力株式会社

## 証 拠 説 明 書 (1)

平成24年8月1日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

高

橋

正

蔵

外14名





前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

## 記

### 乙A号証（原子力発電所の安全性（総論）に関するもの）

#### 乙A第1号証 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針

（改訂10版 原子力安全委員会 安全審査指針集所収）

作成者 原子力安全委員会

作成年月日 平成2年8月30日決定

原本・写しの別 原本

立証趣旨 安全設計審査指針においては、安全設計の基礎となる考え方が示されていることを証する。

#### 乙A第2号証 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針

（改訂10版 原子力安全委員会 安全審査指針集所収）

作成者 原子力安全委員会

作成年月日 平成2年8月30日決定

原本・写しの別 原本

立証趣旨 安全評価審査指針においては、原子炉施設の安全設計の妥当性を確認するうえで、「運転時の異常な過渡変化」等について解析し、評価を行うこと、解析結果を最も厳しくする単一故障を仮定することなどが要求されていることを証する。

乙A第3号証 改訂原子力安全の論理（抜粋）

〔表紙，目次，191，192頁，奥付〕

作成者 佐藤一男

作成年月日 平成18年2月22日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 「単一故障」に関する考え方及びその適用方法についての考え方を  
証する。

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地盤，地震，津波等）に関するもの）

乙B第1号証 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（5号原子炉の増設）

添付書類一～七（抜粋）

〔表紙，6－目－1～24，6－3－1～6－5－247頁〕

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成9年4月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所の敷地において実施した地盤，地震及び津波に係る調査結果と評価について証する。

乙B第2号証 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（5号原子炉の増設）

本文及び添付書類の一部補正（抜粋）

〔表紙，6－3－1～6－5－36頁〕

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成10年2月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 乙B第1号証につき，以下の内容を一部補正していることを証する。

- ・ 敷地周辺の断層が適切に調査されていること及び各断層の長さや活動性について適切に評価されていること
- ・ 基準地震動S2の策定に際して，対象とした活断層が神縄・国府津－松田断層帯に変更になったこと
- ・ 本件原子力発電所の敷地の地盤が，地すべりなどを起こすおそれがないこと
- ・ 敷地内のH断層系が地震を起こしたり，地震の際に付随して動いたりする断層ではないこと

- ・ 津波に対する本件原子炉施設の安全性のうち、シミュレーション  
津波解析の内容等の記載を追加したこと 等

乙B第3号証 浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書(5号原子炉の増設)  
本文及び添付書類の一部補正(抜粋)  
[表紙, 6-3-1~6-5-5頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成10年11月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 乙B第1号証及び乙B第2号証につき、以下の内容を一部補正して  
いることを証する。

- ・ 敷地周辺の考慮する活断層のうち、「富士山南西地域の断層」を  
「富士川河口断層帯」と名称変更していること及び富士川河口断層  
帯の評価を追加していること 等

乙B第4号証 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針  
(改訂10版 原子力安全委員会 安全審査指針集所収)

作成者 原子力安全委員会

作成年月日 昭和56年7月20日決定

原本・写しの別 原本

立証趣旨 旧指針の内容及びその解説を証する。

乙B第5号証 浜岡原子力発電所の耐震安全性について

中央防災会議における東海地震の新たな想定震源域に基づく地震動  
の検討結果に対する検討

作 成 者 中部電力株式会社

作成年月日 平成14年10月4日

原本・写しの別 原本

立 証 趣 旨 被告が、中央防災会議において計算された本件原子力発電所敷地における岩盤の地震動に対する本件原子炉施設の耐震安全性の評価を行い、十分な耐震安全性が確保されていることを確認していること並びに本件原子炉施設の主要な構築物及び機器・配管の1次固有周期は0.3秒程度以下となっていることを証する。

乙B第6号証 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版（抜粋）

〔表紙，目次，159～171，390～395頁，奥付〕

作 成 者 社団法人 日本電気協会

作成年月日 平成3年12月20日

原本・写しの別 原本

立 証 趣 旨 原子炉停止（原子炉スクラム）系，圧力容器，圧力バウンダリを構成する機器・配管，原子炉隔離冷却系，主蒸気逃し安全弁，格納容器及び非常用ディーゼル発電機等は，耐震設計上の重要度分類としてAsクラスの施設であること並びに配管の設計用減衰定数は，170及び171頁の実験データを十分安全側に考慮した値を採用していることを証する。

乙B第7号証 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (抜粋)

[表紙, 目次, 392, 479～492, 495～499頁, 奥付]

作成者 社団法人 日本電気協会

作成年月日 昭和62年8月15日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 Aクラスの施設は, 基準地震動S1又は静的震度による地震力と他の荷重とを組合せた場合には, 原則として弾性状態にあるようにすることが要求されていること及び原子炉施設の耐震壁の終局せん断歪みに安全余裕を考慮して定められた許容限界せん断歪みが $2.0 \times 10^{-3}$ とされていることを証する。

乙B第8号証 原子力発電施設 信頼性実証試験の現状 (抜粋)

[表紙, 目次, 11～36頁]

作成者 財団法人 原子力工学試験センター, 財団法人 発電設備技術検査協会

作成年月日 昭和60年

原本・写しの別 原本

立証趣旨 再循環配管, 再循環ポンプ, スナバ, ハンガなどを模擬した試験体を用いて, 実証試験用入力地震波S2波やこの地震波を上回る地震波等で加振した実証試験を行った結果, 試験体は, 設計用基準地震動に対して, 強度的に十分余裕を持ち機能維持の点からも健全性が確認されたこと, 設計地震を上回る地震に対しても余裕度のあることが確認されたこと及び再循環配管で用いられる減衰定数の解析を行った結果, 解析値は実測値を上回っていることを証する。

乙B第9号証 浜岡原子力発電所3～5号機 耐震裕度向上工事の終了について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成20年3月18日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が自主的な取り組みとして本件原子力発電所3ないし5号機において耐震裕度向上工事を実施したこと及び同工事は平成20年3月に終了したことを証する。

(被告のホームページからダウンロードした。)

乙B第10号証 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編

JEAG4601・補-1984 (抜粋)

[表紙, 目次, 77～79, 87, 88頁, 奥付]

作成者 社団法人 日本電気協会

作成年月日 昭和59年9月20日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 第1種容器である圧力容器は、鋼材の有する終局の強さである設計引張強さ(S<sub>u</sub>)を基準として、その2/3倍を基準地震動S<sub>2</sub>に対する許容値としていること(87頁表中の、応力分類:1次一般膜応力, 許容応力状態:IV<sub>A</sub>Sの欄参照)を証する。

乙B第11号証 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針

作成者 原子力安全委員会

作成年月日 平成18年9月19日決定

原本・写しの別 写し

立証趣旨 耐震設計審査指針が改訂されたこと、その改訂指針の内容及び解説を証する。

(原子力安全委員会のホームページからダウンロードした。)

乙B第12号証 「耐震設計審査指針」の改訂を機に実施を要望する既設の発電用  
原子炉施設等に関する耐震安全性の確認について

作成者 原子力安全委員会

作成年月日 平成18年9月19日決定

原本・写しの別 写し

立証趣旨 改訂指針に係る原子力安全委員会の見解及び耐震設計審査指針の改訂に伴い原子力安全委員会が行政庁に対応を要望していることを証する。

(原子力安全委員会のホームページからダウンロードした。)

乙B第13号証 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う  
既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成18年9月20日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 原子力安全・保安院が、被告に対し、改訂指針に照らした既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価を行い報告するよう求めたこと及びその評価手法等の具体的内容を証する。

乙B第14号証 浜岡原子力発電所3号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成19年2月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、本件原子力発電所3号機について、改訂指針に照らし、基準地震動Ss（乙B第15号証における基準地震動Ssと同じ。）に対する耐震安全性を評価・確認した内容を証する。

乙B第15号証 浜岡原子力発電所4号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成19年1月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、本件原子力発電所4号機について、改訂指針に照らし、基準地震動Ssに対する耐震安全性を評価・確認した結果の内容を証する。

乙B第16号証 浜岡原子力発電所5号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成21年3月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告が、本件原子力発電所5号機について、改訂指針に照らし、基準地震動Ss（乙B第15号証における基準地震動Ssと同じ。）に対する耐震安全性を評価・確認した内容を証する。

乙B第17号証 耐震指針検討分科会報告書（その2）－耐震設計審査指針の改訂  
に関する意見公募への提出意見に対する調査審議について

作 成 者 原子力安全委員会 原子力安全基準・指針専門部会 耐震指針検討  
分科会

作成年月日 平成18年9月11日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 旧指針のAクラスの機器等とAsクラスの機器等とは、その耐震安  
全性は実質的に同等であると解されることを証する。

（原子力安全委員会のホームページからダウンロードした。）

乙B第18号証 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂について  
（第12回日本地震工学シンポジウム講演集所収）

作 成 者 名倉繁樹，前田洋介，水間英城，青山博之

作成年月日 平成18年11月3日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 以下のことを証する。

- ・ 基準地震動の策定において、断層モデルを用いた手法による地震動評価が基準地震動策定の手法の1つとして改訂指針に採用された理由
- ・ 基準地震動策定過程に、不確かさ（ばらつき）を考慮することとされた理由
- ・ 敷地における解放基盤表面における地震動として、震源を特定せず策定する地震動を策定することとされた理由

乙B第19号証 付録3 震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）

作成者 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

作成年月日 平成21年12月21日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 強震動予測レシピは、強震動評価に関する検討結果から、強震動予測手法の構成要素となる震源特性、地下構造モデル、強震動計算、予測結果の検証の現状における手法や震源特性パラメータの設定に当たった考え方について取りまとめられたものであることを証する。  
(地震調査研究推進本部のホームページからダウンロードした。)

乙B第20号証 浜岡原子力発電所周辺の標高の航空測量について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成23年9月27日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告が平成22年3月31日に実施した航空レーザー測量結果に基づき、本件原子力発電所の敷地及び敷地周辺の標高を証する。

なお、本書証は、航空レーザー測量結果を本件原子力発電所の敷地及び敷地周辺の航空写真上に図示したものである。

乙B第21号証 津波避難ビル等に係るガイドライン（抜粋）

[表紙、津波避難ビル等に係るガイドライン検討会メンバー、目次、巻末資料②]

作成者 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会 内閣府政策統括官（防災担当）

作成年月日 平成17年6月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本ガイドラインにおいて、津波波圧の算定式として、設計用浸水深の3倍の深さの静水圧に相当するものとする算定式が、また、津波波力の算定式として、津波波圧を高さ方向に積分し、更に幅を乗ずることによって津波波力を求める算定式が、それぞれ示されていることを証する。

(内閣府防災部門のホームページからダウンロードした。)

乙B第22号証 浜岡原子力発電所1号原子炉の耐震安全性評価等の実施報告書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成24年3月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所1号機は、内蔵する放射性物質の外部への放散を仮定しても周辺の公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがないと工学的に判断されることを証する。

乙B第23号証 浜岡原子力発電所2号原子炉の耐震安全性評価等の実施報告書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成24年3月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所2号機は、使用済燃料等の安全確保に必要な機能を有する各設備の耐震安全性が確保されていることなどを証する。

乙B第24号証 浜岡原子力発電所第3号機工事計画認可申請書本文及び添付書類

「IV-1-1-1 燃料集合体の耐震性についての計算書」（抜粋）

〔表紙，申請範囲，目録，IV-1-1-1の目次，1～15頁〕

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成15年1月10日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所3号機の燃料集合体の地震応答解析結果並びに制御棒のスクラム試験の方法及びその結果を証する。

乙B第25号証 浜岡原子力発電所第4号機工事計画認可申請書本文及び添付書類

「IV-1-1-1 燃料集合体の耐震性についての計算書」（抜粋）

〔表紙，申請範囲，目録，IV-1-1-1の目次，1～15頁〕

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成14年7月24日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所4号機の燃料集合体の地震応答解析結果並びに制御棒のスクラム試験の方法及びその結果を証する。

乙B第26号証 浜岡原子力発電所第5号機工事計画認可申請書本文及び添付書類

「IV-2-2-2 燃料集合体の耐震性についての計算書」（抜粋）

〔表紙，申請範囲，目録，IV-2-2-2の目次，1～11頁〕

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成13年5月9日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所5号機の燃料集合体の地震応答解析結果並びに制御棒のスクラム試験の方法及びその結果を証する。

乙C号証（原子力発電所の構造、設備等に関するもの）

乙C第1号証 原子力2010

作 成 者 経済産業省資源エネルギー庁 編集

作成年月日 平成22年9月

原本・写しの別 原本

立 証 趣 旨 原子力発電の仕組み及び原子力発電所の構造等を証する。

乙D号証（福島第一原子力発電所の事故に関するもの）

乙D第1号証 「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について（指示）」に対する報告について（抜粋）

[本文、別紙2、別紙3]

作 成 者 中部電力株式会社

作成年月日 平成24年1月20日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 以下のことを証する。

- ・ 本件原子力発電所1，2号機における使用済燃料の本数及び貯蔵期間並びに両号機における使用済燃料からの崩壊熱は，同3ないし5号機における使用済燃料からの崩壊熱に比べて十分に小さくなっていること
- ・ 経済産業大臣が平成23年3月30日付けで発出した「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）」に基づき，被告が報告した，本件原子力発電所における緊急安全対策の内容及びその実施状況
- ・ 被告は，万一シビアアクシデントが発生した場合の措置として，炉心損傷等により発生した水素が格納容器内から原子炉建屋内へ漏えいしたと仮定した場合でも，漏えいした水素を同建屋から放出し水素爆発を防止する対策として，同建屋への穴あけ作業に必要な資機材を配備するとともに，同作業の手順を策定したこと，今後，更に，格納容器内から漏えいした水素が原子炉建屋に蓄積した場合，これを検知することができるよう同建屋内に水素検知器を設置するとともに，同建屋から水素を放出するためのベント設備の設置を行う予定としていること

乙D第2号証 地震本部ニュース 2011年4月号（抜粋）

〔表紙，4～6，12頁〕

作成者 地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）

作成年月日 平成23年4月15日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 東北地方太平洋沖地震の概要及び地震調査研究推進本部の地震調査委員会における同地震の評価を証する。

（地震調査研究推進本部のホームページからダウンロードした。）

乙D第3号証 平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告の受領について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年7月8日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 東北地方太平洋沖地震により発生した津波により福島第一原子力発電所敷地内にO. P. 約+15.5mの浸水が発生したことを証する。

（原子力安全・保安院のホームページからダウンロードした。）

乙D第4号証 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年3月30日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 福島第一原子力発電所で発生した事象の流れ及び経済産業大臣が各電気事業者等に対し，緊急安全対策を講ずるとともに，実用炉規則の

改正に従い保安規定を整備し、その変更の認可を申請することを指示したことを証する。

(原子力安全・保安院のホームページからダウンロードした。)

乙D第5号証 「原子力発電所の外部電源の信頼性確保について（指示）」に対する報告について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成23年5月16日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 本件原子力発電所1, 2号機は、合計2系統・4回線から、同3, 4号機は、合計3系統・6回線から、同5号機は、合計2系統・4回線から、それぞれ交流電源を受電することができること
- ・ 本件原子力発電所では、接続する1箇所の変電所において1つの電圧階級が全回線停電する事象を想定した場合でも、電力系統からの供給が失われることはないこと
- ・ 本件原子力発電所では、更に上記を超える事象として、接続する変電所1箇所が全停電する事象を想定した場合でも、電力系統からの供給が失われることはないこと

乙D第6号証 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部改正について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年3月30日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 原子力安全・保安院は、平成23年3月30日、「発電用原子力設

備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の一部を改正したことを証する。

乙D第7号証 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部改正について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年10月7日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 原子力安全・保安院は、平成23年10月7日、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の一部を改正したことを証する。

乙D第8号証 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成23年4月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、平成23年4月6日、本件原子力発電所の保安規定の変更認可を申請したこと及びその申請内容を証する。

乙D第9号証 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について

作成者 経済産業省

作成年月日 平成23年5月6日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 経済産業大臣は、平成23年5月6日、本件原子力発電所の保安規定の変更を認可したことを証する。

乙D第10号証 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた中部電力株式会社浜岡原子力発電所における緊急安全対策の実施状況に係る評価

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年5月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力安全・保安院が、被告が実施した本件原子力発電所の緊急安全対策の実施状況について妥当なものと評価したことを証する。  
(原子力安全・保安院のホームページからダウンロードした。)

乙D第11号証 福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況の確認結果について

作成者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年5月6日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力安全・保安院は、被告を含む各電気事業者等が報告した緊急安全対策は、適切に実施されているものと判断したことを証する。  
(原子力安全・保安院のホームページからダウンロードした。)

乙D第12号証 浜岡原子力発電所における津波対策について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成23年7月22日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告は、平成23年7月22日、津波に対する安全対策の強化として、発電所敷地内への津波の浸入防止と発電所敷地内浸水時における建屋内浸水防止とからなる「浸水防止対策」を講ずることとしたこと、更に、これに併せて、すでに講じた緊急安全対策に対し、多重化・多

様化の観点から、「緊急安全対策の強化」を図ることとしたことを証する。

(被告のホームページからダウンロードした。)

乙D第13号証 浜岡原子力発電所における津波対策について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成23年7月22日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 被告の津波に対する安全対策及び緊急安全対策の強化に関して以下のことを証する。

- ・ 「浸水防止対策1」として、防波壁の設置等により、発電所敷地内への津波の浸入を防止するとともに、海水取水ポンプエリアへの防水壁の設置等により、取水槽等から発電所敷地内への溢水があった場合にも、海水冷却機能を担う原子炉機器冷却海水系ポンプの浸水を防止すること
- ・ 「浸水防止対策2」として、仮に、津波が防波壁を越流し発電所敷地内に浸水が発生したとしても、緊急時海水取水設備（EWS）の設置により、海水冷却機能を担う原子炉機器冷却海水系ポンプの機能を代替し、かつ、建屋内浸水防止対策及び機器室内浸水防止対策により、建屋内に設置されている非常用電源設備を含む炉心冷却機能及び燃料プール冷却機能に関連する設備の浸水を防止すること
- ・ すでに講じた緊急安全対策に対して、より確実に原子炉を安定した高温停止状態に維持し、その後、安全に冷温停止の状態に導くことができるよう、多重化・多様化の観点から、「緊急安全対策の強化」を図ること 等

(被告のホームページからダウンロードした。)

乙D第14号証 福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所におけるシビア  
アクシデントへの対応に関する措置の実施状況の確認結果につ  
いて

作 成 者 原子力安全・保安院

作成年月日 平成23年6月18日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 原子力安全・保安院は、被告を含む各電気事業者等が報告したシビ  
アアクシデントへの対応に関する措置は、適切に実施されているもの  
と評価したことを証する。

(原子力安全・保安院のホームページからダウンロードした。)

## 乙E号証（その他）

乙E第1号証 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成21年6月1日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 本件原子力発電所1, 2号機の廃止措置計画認可申請書における同1ないし5号機の周辺公衆の被ばく線量の最大評価値を, 合計値で年間約0.03ミリシーベルトと評価していること及び同1, 2号機の廃止措置の概況を証する。

乙E第2号証 廃炉対策専門部会報告書 原子炉の廃止措置について

作成者 原子力委員会廃炉対策専門部会

作成年月日 昭和57年3月16日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力委員会の廃炉対策専門部会が取りまとめた報告書の記載内容を証する。

（原子力委員会のホームページからダウンロードした。）

乙E第3号証 総合エネルギー調査会原子力部会報告書—商業用原子力発電施設の廃止措置のあり方について—

作成者 総合エネルギー調査会 原子力部会

作成年月日 昭和60年7月15日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 総合エネルギー調査会原子力部会が取りまとめた報告書の記載内容

を証する。

乙E第4号証 原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方ーJ P D Rの解体  
に当たってー

(改訂10版 原子力安全委員会 安全審査指針集所収)

作 成 者 原子力安全委員会

作成年月日 昭和60年12月19日決定

原本・写しの別 原本

立 証 趣 旨 原子力安全委員会の原子炉施設解体安全専門部会が取りまとめた報告書の記載内容及び原子力安全委員会がJ P D Rの解体に関する安全確保は本報告書に示された基本的考え方に沿って行われるのが妥当であると決定したことを証する。

乙E第5号証 原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方

作 成 者 原子力安全委員会

作成年月日 昭和60年12月19日決定, 平成13年8月6日一部改訂

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 乙E第4号証が, 商業用の発電用原子炉施設等の解体も視野に入れ, J P D R等の解体実績及び商業用の発電用原子炉施設におけるシェラウド等の交換実績等も踏まえ, 解体技術の進展, 国外において先行している解体の動向等の知見を集約し, 改訂されたことを証する。  
(原子力安全委員会のホームページからダウンロードした。)

乙E第6号証 総合エネルギー調査会原子力部会報告書―商業用原子力発電施設の  
廃止措置に向けて―

作 成 者 総合エネルギー調査会 原子力部会

作成年月日 平成9年1月14日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 総合エネルギー調査会原子力部会が取りまとめた報告書の記載内容  
を証する。

乙E第7号証 実用発電用原子炉施設の廃止措置に係る安全確保及び安全規制の考  
え方について

作 成 者 総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 廃止措置安全  
小委員会

作成年月日 平成13年8月2日

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃止措置安全小委  
員会が取りまとめた報告書の記載内容を証する。

(国立国会図書館のホームページからダウンロードした。)

乙E第8号証 原子炉施設の運転終了以降の安全規制制度に関する規制調査の結果  
について

作 成 者 原子力安全委員会

作成年月日 平成16年10月14日決定

原本・写しの別 写し

立 証 趣 旨 原子力安全委員会が取りまとめた報告書の記載内容を証する。

(原子力安全委員会のホームページからダウンロードした。)

乙E第9号証 原子力施設の廃止措置規制のあり方について

作成者 総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 廃止措置安全  
小委員会

作成年月日 平成16年12月9日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃止措置安全小委  
員会が取りまとめた報告書の記載内容を証する。

(経済産業省のホームページからダウンロードした。)

以 上